

国分寺市東京都主任介護支援専門員更新研修受講者推薦要領

(趣旨)

第1 この要領は、東京都が東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（平成28年4月1日付け27福保高介第1437号。以下「要綱」という。）に基づき行う東京都主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）について市が受講者の推薦をすることに関し、福祉部高齢福祉課（以下「事務局」という。）において事務を処理するに当たり必要な事項を定めるものとする。

第2 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(推薦申込方法)

第3 更新研修の受講に係る市の推薦を受けようとする者（以下「更新研修受講希望者」という。）は、東京都が定める受付期間内に、次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 東京都主任介護支援専門員更新研修受講申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）
- (2) 受講生推薦依頼書及び同意書（様式1）

(証明書等の作成)

第4 市は、第3(2)に規定する証明書等のうち、更新研修受講希望者の申請に必要な書類を作成しなければならない。

(推薦基準)

第5 要綱3(2)クに規定するその他、主任介護支援専門員としての役割を実践している者であって、区市町村が認める要件とは、次の①～④のうち2つ以上に該当する者とする。

- (1) 地域包括支援センターや多機関との連携が必要な虐待ケースや支援困難なケースのケアマネジメントを担当していること。
- (2) 地域包括支援センターの主催する個別支援会議に参加し、多職種との連携によりケアマネジメントを行い、また、ケアマネジメントを通じて、地域に共通す

る課題を地域包括支援センターと共有していること。

(3) 国分寺市ケアマネジャー連絡会や国分寺市主任介護支援専門員連絡会等において、主任介護支援専門員として主体的役割を担い参加していること（役員や世話人等を2年以上務めた経験があること）。

(4) 地域貢献、他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等、主任介護支援専門員として期待される役割を実践していること。

2 要綱3(3)オに規定するその他、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、区市町村が認める要件とは、要綱3(3)アからエに掲げる要件のいずれにも該当しない者であって、病気、出産、育児及び介護その他のやむを得ない事情により要綱3(3)アの基準に該当しないもののうち、当該基準と同等の経験を有するものとして市長が認める者とする。

(審査)

第6 事務局による審査は、第3の規定により提出された申込書等について、国分寺市東京都主任介護支援専門員更新研修推薦基準チェックシート（様式3）に基づき実施する。この場合において、事務局は、必要と認めるときは更新研修受講希望者と面接を実施するものとする。

(推薦者の決定)

第7 福祉部高齢福祉課長は、第6の規定による審査を行い、推薦順位をつけ推薦者を決定する。

(研修修了後の協力等)

第8 市は、市の推薦を受けた者で、更新研修を修了し、名簿に登録された者（以下「更新研修修了者」という。）に対し、次に掲げる事項を要請する。

(1) 市が行う事業について、派遣の依頼をした場合の協力。

(2) 市、地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入れに対する積極的な取組。

(3) 地域貢献、他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言。

(4) 当該研修終了後、最低1年間は引き続き国分寺市内で働く予定があること。

(5) 勤務先の変更，又は退職するときは，事務局までその旨連絡すること。

2 国分寺地域包括支援センター及び国分寺市ケアマネジャー連絡会，国分寺市主任介護支援専門員連絡会への情報提供に同意するものとする。

(情報の非開示)

第9 この要領による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は，推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き，開示しない。

(庶務)

第10 この要領に基づく事務は，事務局において処理する。

附 則

この要領は，決裁の日から施行する。

附 則

この要領は，決裁の日から施行する。

附 則

この要領は，決裁の日から施行する。

附 則

この要領は，決裁の日から施行する。